

日本共産党

高槻市議員

きよた 純子



ニュース

2026年2月17日

3月号 No.145

発行：日本共産党高槻市議員団 きよた純子

連絡先：議員団控室（市役所内）

TEL072-674-7230 FAX072-674-3202

12月議会

一般質問

12月19日の本会議で「学校に行けない子どもが安心してできる支援」、「障害者の権利を保障する制度の拡充」について質問をしました。質問した内容を掲載します。

学校に行けない子どもが安心してできる支援を

心の傷を癒すこと基本に

不登校当事者調査・多様な学びプロジェクト2023年によれば、不登校の子どものもっとも「嫌だったこと」は「登校強制・登校刺激、望まぬ干渉・接触」が44.7%です。一方で、不登校の子どもが「嬉しかったこと」の1位は「不登校を

認められる・理解される」で、34.5%です。学校が子どもの思いを

まるごと受けとめ、子どもの安心を増やす場になることが必要です。

保護者への支援を

子どもが不登校になると学習だけでなく、生活や人間関係

給食、居場所など、子どもが育つための多くの支援が学校で受けられなくなり、家庭の経済的負担が増えることも切実な問題です。



高槻市に求めたこと

●不登校支援は心の傷の回復が重要なことを広く周知すること。
●フリースクールの利用料、交通費、昼食費などの費用軽減。



子どもの安心を増やす学校にするための環境整備について

課題①

大阪の異常な競争教育

大阪では、中学校で「チャレンジテスト」を実施し学校の平均点が低ければ、その学校の生徒全体の内申点が下がるという『連帯責任制』です。このような異常な競争教育は不登校を増やします。

課題②

低学年からの不登校が増加

この5年で小中学校の不登校の子どもは2倍に増えましたが、小学1年は6.5倍。小学2年は4.5倍に増えていきます。

高槻市に求めたこと

●大阪独自の学力テストと教員評価制度の中止を大阪府に求めること。
●高槻市独自に小学1、2年生に30人学級を実施すること。

国連は日本の教育に対し、過度な競争主義や管理教育が子どもの心身に悪影響を与えているため、見直しと環境整備をするよう求めています。教員の多忙



高槻市では国に先駆けて35人学級を全小中学校で実施してきました。国は小学校では2021年度から段階的に全学年で35人学級が導入し、2025年度に完了。中学校では2026年度から中学1年生で段階的に35人学級が導入、順次拡大されていきます。今後は不登校が急増している小学校低学年で30人学級にすることが必要です。

障害者の権利を保障する制度の拡充を

障害者権利条約は、障害は機能障害と環境との相互作用で生じるとしています。周囲の態度や環境・法整備の違いで障害者が自身の障がい程度をどう感じるかで変わります。こうした捉え方が「社会モデル」であり、障害者を人権の主体ととらえることは「人権モデル」です。

日本は2014年に

障害者差別解消法の周知について

障害者差別解消法は、国や地方自治体である行政と事業者が正当な理由なく障害を理由として差別すること、を禁じるとともに、障害者が求める社会的障壁の除去について合理的配慮の提供を求めています。しかし、2023年の内閣府の

行政上の差別を求める

行政上の差別①
精神障害者の医療費助成制度拡充
重度障害者医療費助

条約を批准。2024年から民間事業者による合理的配慮が義務化されましたが、多くの課題が積み残されています。

合理的配慮とは
合理的配慮とは、障害のある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることです。

障害者差別解消条例

障害者差別解消に関する条例は2017年12月時点では、34の地方自治体で制定。2023年4月1日現在では184の地方自治体で制定済みです。この7年で150の地方自治体で増えています。

調査では、障害者権利条約を「知らない」人が7割以上にのぼります。きよた議員は障害者権利条約や、障害者差別解消法の周知が進まない理由について質問。市は「内容が抽象的であることなどが要因の一つと考えられる」と答弁しました。

きよた議員は「内容が抽象的で法の周知が進まないと言っているのであれば、よりわかりやすく、高槻市で障害者差別解消条例を制定して周知するべき」と主張しました。

知的障害者へのおむつ補助は必要

行政上の差別②
知的障害者へのおむつ補助は必要

きよた議員は「必要としているのに、精神障害者の重度障害者医療費助成は1級しか認めないのは不当な取り扱いだ」と主張し、他の市の制度を調査して対象拡大を進めるよう求めました。

身体障害は紙おむつに補助がありますが、知的障害は認めていません。11月28日に行われた高槻障害児者団体連合会協議会との懇談会では「物価高でおむつの値段が上がり、身体障害者の方は補助があるが、それでも足りなくて負担が大変。補助のない知的障害者のおむつ代はもっと大変。」「経済的に大変な家庭は、おむつかえの回数を減らさないといけなくなる。知的障害者も補助の対象にして欲しい」との訴えがありました。

きよた議員は「尿意が伝えられない重度の知的障害者がいることを市は把握しているのか」と質問。市は「排尿時の支援が必要な状況については、障害支援区分の認定調査を行う際に把握している」と答弁しました。きよた議員は「おむつが必要ということを把握しているのに、おむつ補助の対象にしないのは行政上の差別にあたる」と訴え、高槻市は「今後も国や他市の動向等を注視するとともに、調査、研究していく」と答えました。



673-0002 **生活相談 ☆ホットライン** お困りごとはありませんか?
日時: 3月26日(木) 14:00~15:30 市議員 きよた純子
当日は電話で相談を受け付けます。電話イラストの上の番号におかけください。